

## 県土マネジメント部土木工事監督技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第4号）第8に基づき、県土マネジメント部が所掌する土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定め、もって監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この技術基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 監督

監督とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

(2) 監督職員

監督職員とは、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。

(3) 監督職員等

監督職員等とは、監督職員及び現場技術員を総称していう。

(4) 監督の方法

監督の方法とは、監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、把握、立会）を総称していう。

(5) 指示

指示とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

(6) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

(7) 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(8) 通知

通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

(9) 受理

受理とは、契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。

(10) 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。

(11)把握

把握とは、監督職員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

(12)立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確認することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。

附 則

この指針は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3 関係）

※ 次に掲げる表の関連図書及び条項の欄において、契約書を「契」と、土木工事共通仕様書を「共仕」と、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を「適正化法」と、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を「適正化指針」と表記している。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p>	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国官技第30号）により現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>契第1条 共仕1-1-1-3</p> <p>共仕1-1-1-4</p> <p>適正化法第14条 適正化指針4.(3) 共仕1-1-1-10</p> <p>契第9条 共仕1-1-1-6</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	契第18条 共仕1-1-1-6
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契第18条
(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契第2条
(8) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契第11条 共仕1-1-1-24
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕1-1-1-15

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(10) 契約担当者への報告		
1) 工事中止及び工期の延長の検討及び報告	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者へ報告する。</p>	<p>契第 20 条 共仕 1-1-1-13</p> <p>契第 17 ～ 21 条 契第 43 条</p>
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	<p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契第 27 条</p>
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契第 29 条 共仕 1-1-1-38</p> <p>契第 29 条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	契第 28 条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者へ報告する。	契第 33 条 共仕 1-1-1-22
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者へ報告する。	契第 34 条 契第 40 条
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者へ報告する。	契第 37 条 契第 41 条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者への措置請求を行う。	契第 12 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約書第 47 条第 1 項、第 47 条の 2 第 1 項及び第 48 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置請求を行う。	契第 47 条 契第 47 条の 2 契第 48 条 契第 49 条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
2. 施工状況の確認等	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	契第50条
	③ 契約が解除された場合は、既済部分を行い、契約担当者へ報告する。	契第51条
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。	
	① 工事基準点の指示	共仕 1-1-1-37
	② 既設構造物の把握	
	③ 支給（貸与）品の確認	共仕 1-1-1-16
	④ 事業損失防止家屋調査の立会	
	⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握	共仕 1-1-1-35
	⑥ 工事区域用地の把握	契第16条 共仕 1-1-1-7
(2) 指定材料の確認	⑦ その他必要な事項  設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会の上調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会、又は確認を行う。	契第13～14条 共仕第2編第1章第2節

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員が指定した工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	契第 14 条
(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)	設計図書に示された施工段階において、臨場等により確認を行う。	共仕 3-1-1-6
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、適宜臨場等により把握を行う。	
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕 1-1-1-18
(7) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事</p>	契第 17 条



項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p> <p>3. 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>の施工部分を破壊して確認する。</p> <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者と打合せのうえ引渡し等の措置をとる。</p> <p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	<p>契第 15 条 共仕 1-1-1-16</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>	共仕 1-1-1-17
(2) 臨機の措置	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>契第 26 条 共仕 1-1-1-41</p>
(3) 事故等に対する措置	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当課に報告する。</p>	共仕 1-1-1-29
(4) 工事成績の評定	<p>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。</p>	
(5) 工事完成検査等の立会	<p>原則として主任監督員、一般監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査に立会を行う。</p>	<p>契第 31 条 共仕 1-1-1-20 共仕 1-1-1-21</p>
(6) 検査日の通知	<p>工事検査に先立って、契約担当者の指定する検査日を請負者に対して通知する。</p>	<p>共仕 1-1-1-20 共仕 1-1-1-21</p>